○長野原町開発事業等に関する指導要綱

平成3年9月12日 要綱第7号 改正 平成9年6月18日要綱第5号 平成18年3月23日要綱第5号 平成30年6月15日要綱第6号 令和3年12月28日要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野原町開発事業等の適正化に関する条例(平成3年長野原町条例第18号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成3年長野原町規則第5号。以下「規則」という。)に従い、町内で施行される開発事業等について必要な基準を定める。

(同意義務に関する事項)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として近隣関係者及び地元区 長の同意(様式第1号、様式第2号)を得るものとする。
 - (1) 開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合
 - (2) 建築物の建築で、高さが12メートル以上の場合
 - (3) 太陽光発電設備の設置については、その規模が発電出力10キロワット以上の場合
 - (4) その他町長が必要と認める場合
- 2 近隣関係者の範囲は次のとおりとする。ただし、第3号から第5号については、 建築物の高さが12メートル以上の場合に限り適用する。
 - (1) 隣接地の土地、家屋所有者及び居住者
 - (2) 排水により著しい影響を受けると認められる者
 - (3) 計画建築物の壁面から水平距離で建築物の高さの2.0倍の範囲内にある土地、家屋所有者及び居住者
 - (4) 日影により著しい影響を受けると認められる土地、家屋所有者及び居住者

- (5) 電波の障害を受けると認められる者
- (6) 太陽光発電設備の設置の場合、第1号に掲げる者のほか、その規模が発電 出力10キロワット以上50キロワット未満の場合は、事業区域の境界から100 メートルの区域内にある土地、家屋所有者及び居住者、発電出力50キロワッ ト以上の場合は、事業区域の境界から300メートルの区域内にある土地、家屋 所有者及び居住者
- (7) その他町長が特に影響を受けると認める者

(井戸からの汲み揚げ水量の制限)

第3条 規則第8条第3号エに規定する申請に基づいて掘削した井戸からの1日当 たりの汲み揚げ水量は、原則として100トンを越えることはできない。

(建築物等に関する事項)

- 第4条 条例で特別に定めるもののほか、町内の建築物等の指針は、次のとおりと する。
 - (1) 別荘団地の開発については、原則として1区画330平方メートル以上の面積を確保すること。
 - (2) 別荘団地の建ペい率は、原則として30パーセント以内とし、1区画に1棟とすること。
 - (3) リゾートマンション等の建ペい率は、原則として40パーセント以内とする。
 - (4) リゾートマンション等の開発については、原則として敷地面積を分譲戸数で除した面積が75平方メートル以上であること。
 - (5) 建築物の屋根の形状は、切妻、片屋根 寄棟等の勾配屋根とし、陸屋根は 原則として使用しないものとする。

(公共施設整備に要する費用の負担)

第5条 事業者は、開発に関連して生ずる公共施設の整備に要する費用について、 必要に応じて負担するものとする。

(公共公益用地等の提供)

第6条 事業者は、公共公益用地及び施設について、町長が必要と認めた場合は、

町に無償で提供するものとする。

(納税管理人)

第7条 分譲を伴う開発を行う事業者は、町税(固定資産税等)については、分譲後の所有者とともに同一の納税管理人を指定し、一括して町に納付するものとする。

(水道料の納入)

第8条 分譲を伴う開発を行う事業者は、水道料については、分譲後の所有者とともに同一の代表者を定め、一括して町に納付するものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月18日要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月23日要綱第5号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月15日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月28日要綱第35号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用前に、長野原町開発事業等の適正化に関する条例(平成3年条例 第18号)第7条に基づく協議又は審査を開始している場合は、なお従前の例によ る。

様式第1号(第2条関係)

開発事業施工等同意書(土地所有者用)

年 月 日

開発社(者)住所

氏名 様

権利者住所

氏名

(電話番号)

貴社(者)が行う開発事業及び開発事業に関する工事について土地所有者として異議ありませんので同意致します。

尚、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

記

- 1 開発事業名
- 2 開発事業所在地 長野原町大字 字 番地
- 3 開 発 面 積 m²
- 4 権利者所有地

物件の種類	所在及び地番	地	積	地	目	摘	要
	長野原町大字		m^2				

様式第2号(第2条関係)

開発事業施工等同意書(隣接土地所有者用)

年 月 日

開発社(者)住所

氏名 様

権利者住所

氏名

(電話番号)

貴社(者)が行う開発事業及び開発事業に関する工事について隣接土地所有者として異議 ありませんので同意致します。

記

- 1 開発事業名
- 2 開発事業所在地 長野原町大字 字 番地
- 3 開 発 面 積 m²
- 4 権利者所有地

物件の種類	所	在	及	び	地	番	地	積	地	目	摘	要
	長野原町大字							m^2				

様式第1号(第2条関係) 様式第2号(第2条関係)